



エネルギー多量使用事業者 (工場・事業所等)向け届出制度について

令和4年12月

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課
気候変動緩和・適応策推進グループ

本日の内容

1. 大阪府の脱炭素に向けた取組みと改正条例・規則の概要について
2. 改正条例に基づく制度設計の考え方について
(エネルギー多量使用事業者等に対する計画書・報告書制度)
3. 今後のスケジュール

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2021年3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定

◆2050年のめざすべき将来像

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ

—大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な脱炭素社会—

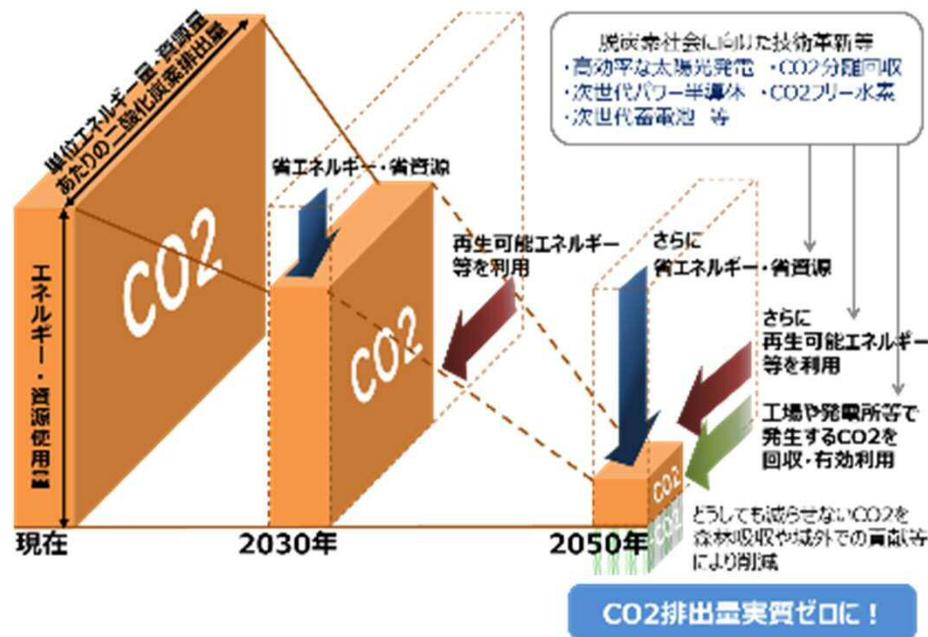
◆温室効果ガスの削減目標

2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減

※2021年11月に国温対計画で示された数値を使うと46%以上

◆2030年に向けた取組項目

- 取組項目 1 あらゆる主体の意識改革・行動喚起
- 取組項目 2 事業者における脱炭素化に向けた取組促進
- 取組項目 3 CO2排出の少ないエネルギー（再エネを含む）の利用促進
- 取組項目 4 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進
- 取組項目 5 資源循環の促進
- 取組項目 6 森林吸収・緑化等の推進
- 取組項目 7 気候変動適応の推進等



実行計画で掲げた「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から40%削減する」目標を達成するためには、あらゆる主体が、脱炭素社会の将来像を共有し、一体となって思い切った気候変動対策に取り組むことが重要。

⇒**省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入などの取組みをさらに促進させるため、令和4年3月に温暖化防止条例を改正。**

新名称：大阪府気候変動対策の推進に関する条例

改正内容：

1 条例の名称変更及び基本理念の追加

条例の名称を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改めるとともに、脱炭素社会の実現に向けた施策方針を示した基本理念を追加

2 エネルギーを多量に使用する事業者(特定事業者)等を対象とした 計画書・報告書制度の強化

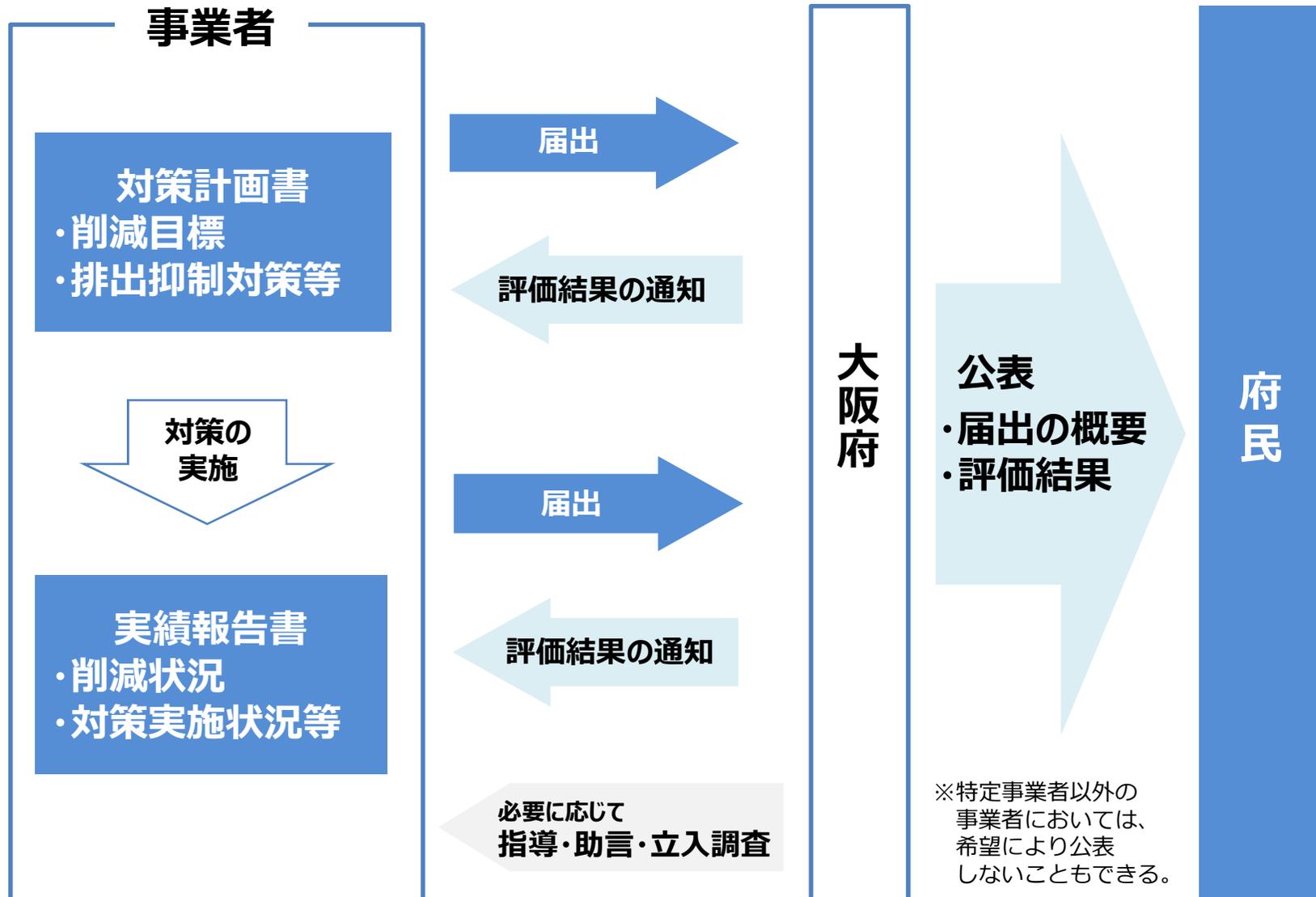
事業者の対策義務について、気候変動への適応を追加すること及び電気の需要の平準化から電気の需要の最適化へと改めることや、特定事業者以外の事業者が任意で届出を提出できる規定を追加することなどの所要の改正

3 二酸化炭素の排出の量がより少ないエネルギーの供給拡大に関する制度の創設

4 二酸化炭素の排出の量がより少ない自動車の普及促進に関する制度等の創設

5 建築士による建築主への情報提供に関する努力義務規定の追加

届出制度の流れ



エネルギーを多量に使用する事業者(特定事業者)等を対象とした 計画書・報告書制度の強化

R5.4月～

脱炭素化をめぐる国内外の潮流やサプライチェーン全体での情報開示の重要性が高まっていることを踏まえ、あらゆる規模の事業者による、自社の取組みの把握及び計画的な対策の推進を促すため、事業活動における気候変動対策に係る各種規定整備

【主な改正内容】

- 1) 届出の計画期間および基準年度について
- 2) 温室効果ガス排出量の削減目標について
- 3) CO₂排出係数の取り扱いについて
- 4) 再生可能エネルギー利用状況について
- 5) 重点対策項目の見直しについて
- 6) 評価制度について
- 7) 任意届出制度について

1) 届出の計画期間および基準年度について

○計画期間

改正前) 3年間

改正後) 対策計画書を提出した年度から2030年度まで

例) 来年(2023年度)に対策計画書を提出した場合は、2023~2030年度

【計画期間を3年間から2030年度までとした理由】

計画期間を中長期的に設定することで、排出削減対策として有効な設備更新などを計画的かつ効果的に取り組むことができるため。

また、実行計画の計画期間にあわせているため、2030年度を目標とする計画期間を設定。

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
改正前	計画書	→	→	計画書	→	→	計画書	→
改正後	計画書	→	→	→	→	→	→	→

1) 届出の計画期間および基準年度について

○基準年度

改正前) 計画期間の初年度の前年度

改正後) 原則2013年度とし、以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定する。

- ・2013年度時点で特定事業者の要件を満たしていない場合
- ・2013年度以降に、会社の統廃合等により事業活動が著しく変動した場合
- ・2013年度全体のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量に関するデータが把握できない場合
- ・その他知事が認める場合

※基準年度を2013年度に設定するのが難しい場合は、府へご相談ください。

2) 温室効果ガス排出量の削減目標について

改正前) 3年間で3%削減

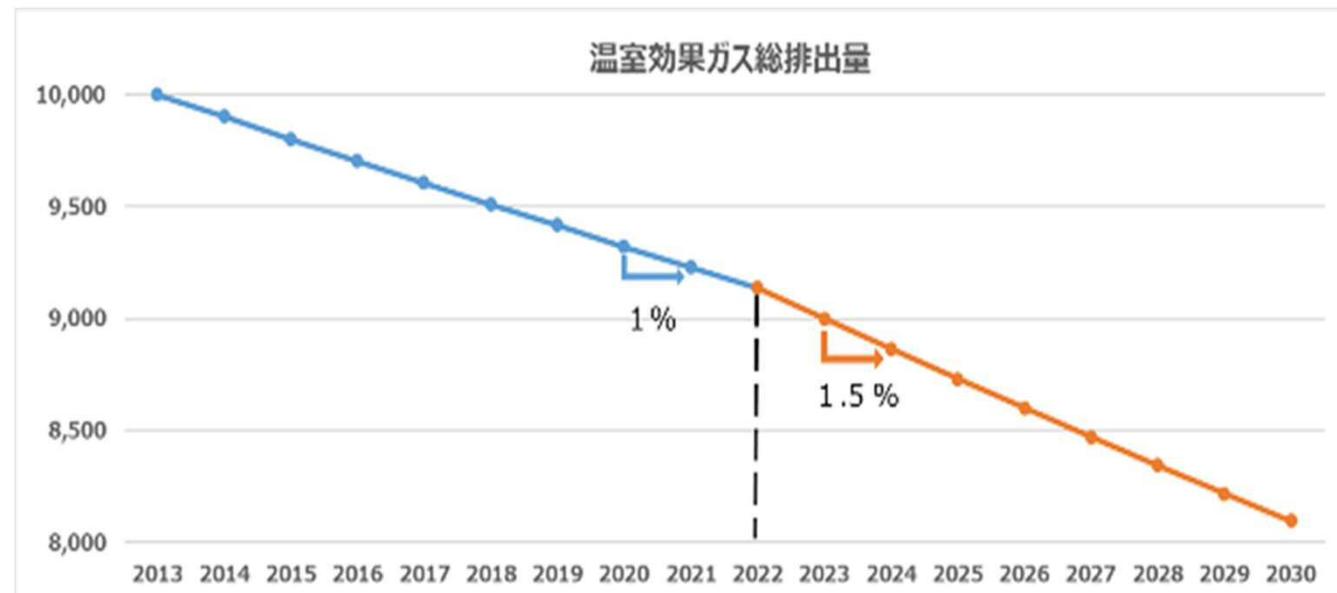
改正後) 1年間で1.5%削減

基準年度比削減率の目標を設定するにあたっては、

2013～2022年度は1年あたり1%、2023～2030年度は1年あたり1.5%を目安とする。
ただし、業種毎の特徴も考慮し、原単位ベースでの報告を併用することができる。

【削減目安を1.5%とした理由】

実行計画の削減目標である2030年度40%を達成するため、必要な特定事業者による削減量を算定し、設定。



3) CO₂排出係数の取り扱いについて

改正前) 基準年度の基礎排出係数での固定

改正後) 各年度の調整後排出係数での変動

各年度に契約している電気メニューに応じて、排出係数を設定し、温室効果ガス排出量を算定する。

- 基礎排出係数** …電気事業者が発電時に排出したCO₂排出量を販売した電力量で割った値
- 調整後排出係数**…電気事業者が調達した非化石証書等の環境価値による調整を反映した値

【排出係数を固定から変動とした理由】

電力会社ごとの電気の排出係数は、毎年変動するものであり、改正前は基準年度の排出係数を実績報告の3年間使用していたため、エネルギーの削減効果のみを反映する形になっていた。

改正後は各年度の排出係数を使用することで、エネルギーの削減効果だけでなく、より排出係数の低い電力会社や電気メニューへの切替えによる削減効果も反映することができる。

3) CO₂排出係数の取り扱いについて

非化石証書など環境価値付き電気メニュー（再エネプランなど）を契約している場合は、環境価値を差し引いた調整後の排出係数を記載する。

例) 排出係数が0.5の電気で、50%だけ環境価値がついているメニューを契約して、100千kWhを買電した場合

契約している
電気事業者名を記載

契約している電気メニューの
調整後排出係数を記載

買電量は全量を記載

7 当該年度の事業所における電力使用量（電気事業者からの供給分）								
No.	名称	電気事業者	CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /千kWh)	買電量 (千kWh)	再エネ契約割合 ※再エネ指定証書付をプラン	熱量(GJ)	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	再エネ量 (千kWh)
1	0	〇〇電気	0.25	100		880	25	0
						0	0	0
						0	0	0
		クレジットなど個別調達等(電力契約に含まれる分は対象外)を活用した温室効果ガス排出削減量(再エネ由来のみ)	-	100	-	-	-	100
合計				100	-	880	25	100

様式イメージ

4) 再生可能エネルギー利用状況について

改正前) なし

改正後) 再生可能エネルギーの利用状況を報告

証書やクレジットにおける再生可能エネルギー利用量や自社内に設置した太陽光発電等の自家消費量など、**再生可能エネルギーの利用状況の報告を求める。**

① 証書やクレジットにおける再生可能エネルギー利用量の記載方法

再エネ指定の証書は以下のとおり。

- ・FIT非化石証書
- ・非FIT非化石証書 (再エネ指定)
- ・グリーン電力証書
- ・Jクレジット (再エネ電力由来)

非化石証書など環境価値付き電気メニューで再エネ指定の証書が付与されている場合はここに計上。(買電量のうち、再エネが当てられている割合を記載)

7 当該年度の主な事業所における電力使用量 (電気事業者からの供給分)								
No.	名称	電気事業者	CO ₂ 排出係数 (t-CO ₂ /千kWh)	買電量 (千kWh)	再エネ契約割合 ※再エネ指定証書付をプラン	熱量 (GJ)	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	再エネ量 (千kWh)
1	0	〇〇電気	0.25	100	50%	880	25	50
						0	0	0
						0	0	0
		クレジットなど個別調達等(電力契約に含まれる分は対象外)を活用した温室効果ガス排出削減量(再エネ由来のみ)	-	100	-	-	-	-
					-	880	25	150

個別に調達した再エネ指定の証書はここに計上。

様式イメージ

4) 再生可能エネルギー利用状況について

② 自社内に設置した太陽光発電等の自家消費量の記載方法

自社内等に設置した再生可能エネルギー設備（太陽光発電など）の自家消費については、以下の種類を計上することができます。

- ・ 自社敷地内設置
- ・ オンサイトPPA
- ・ オフサイトPPA
- ・ 自己託送（自社所有モデル）
- ・ 自己託送（第三者所有モデル）

自家消費分はここに計上。

様式イメージ

エネルギーの種類	単位	No. 1		0	
		エネルギー使用量		温室効果ガス排出量	
		数値	熱量 (GJ)	数値 (t-CO ₂ e)	
原油 (コージェネラトを除く)	k L		0	0	
コンデンセート	k L		0	0	
ガソリン	k L		0	0	
灯油	k L		0	0	
軽油	k L		0	0	
A重油	k L		0	0	
L P G	t		0	0	
L N G	t		0	0	
都市ガス	千 m ³		0	0	
産業用蒸気	GJ		0	0	
蒸気 (産業用蒸気以外)	GJ		0	0	
温水	GJ		0	0	
冷水	GJ		0	0	
その他	**	0	0	0	
その他	**	0	0	0	
電気事業者	千 kWh		0	0	0
その他買電	**	千 kWh		0	0
自家消費 (再エネ)	千 kWh		100	880	—
自家消費 (再エネ以外)	千 kWh			0	
エネルギー使用量合計	GJ	—		880	—
原油換算量合計	k L	—		23	—
温室効果ガス排出量合計	t-CO ₂ e	—		—	0

5) 重点対策項目の見直しについて

改正前) 重点対策項目 41項目

改正後) 重点対策項目 基礎20項目 + 加点5項目

- 重点対策項目は、基本的に実施すべき省エネ対策等を示した基礎項目、先進的な取組みを示した加点項目の2種類を設定
- これまでは、実施/未実施を選択する際の基準が難しかったため、以下のイメージのように、各項目においてどのような取組みを行う必要があるのか、何を改善すれば評価が向上するのかを把握できるように工夫。

報告書は実施済み/未実施/非該当、
計画書は実施済み/実施予定/未実施/非該当の選択肢とした。

(2)重点対策（基礎項目）の実施状況②			
No.	重点対策名	対象事業所※(A工場)	※任意の事業所(1事業所以上)を対象とし、左欄に事業所名を記載する。 ただし、No.16~20の事業所は統一する。
		対策の実施状況	実施状況の判断基準
16	エネルギー管理システムの導入	実施済み	①エネルギー管理システムで、デマンド監視機能を利用していますか。 ②エネルギー管理システムを利用して、機器制御を適切に行っていますか。
17	再生可能エネルギーの自家消費	未実施	①自ら発電した再生可能エネルギーを自家消費していますか。 例) コーポレートPPAモデルを活用して再エネ電力を調達 自己所有型設置で再エネ電力を調達
18	カーボン・オフセットの活用	未実施	①電気やガス使用などに伴って発生したCO ₂ をクレジット等によりオフセットしていますか。 例) 小売電気事業者から環境価値が付与された電力を調達（再エネ電力メニューの契約等） 非化石証書やJ-クレジット等の個別調達
19	電力需要の最適化	非該当（※B）	①蓄電池や氷蓄熱装置などの運用、または、揚水ポンプなどの運転時間帯の運用で、最適化を実施していますか。 ②デマンドリスポンス（ネガワット取引）の検討、または、実施していますか。

各項目の実施状況を判断する基準を
明確化

様式イメージ

5) 重点対策項目の見直しについて

○基礎項目

1	機器管理台帳の整備	11	給湯設備の適正管理
2	エネルギー使用量の把握、管理	12	昇降機の適正管理 【NEW】
3	推進体制の整備	13	受電設備の適正管理 【NEW】
4	照明の高効率化及び運用管理	14	コージェネレーションの効率管理
5	空調・換気設備の適正管理（ルームエアコンを含む）	15	自動車の適正管理
6	冷凍機・冷温水機・燃烧装置の適正管理	16	エネルギー管理システムの導入
7	ボイラーの適正管理（給湯設備、空調設備は 除く）	17	再生可能エネルギーの自家消費
8	ポンプの流量管理の評価	18	カーボン・オフセットの活用
9	ファン・ブロワの風量管理の評価	19	電力需要の最適化 【NEW】
10	コンプレッサの適正管理（空調用は除く）	20	気候変動への適応の取組み 【NEW】

5) 重点対策項目の見直しについて

○加点項目【NEW】

①	サプライチェーン全体での脱炭素化の取組み
②	ZEB化の導入
③	ゼロエミッション車の導入
④	森林整備・木材利用の促進
⑤	省エネ取組み率

例)
報告書の基礎項目が
実施済み12個、未実施3個、非該当5個で、
加点項目が1個実施済みの場合

実施報告書の実施率

$$= (\text{実施済み12個}) / (\text{実施済み12個} + \text{未実施3個}) \times 100 + 1\text{個} \times 4$$

$$= 84\%$$

【重点対策実施率の算出方法】

対策計画書の実施率

$$= (\text{基礎項目実施済み数}_{※1}) / (\text{基礎項目有効数}_{※2}) \times 100 + \text{加点項目実施済み数}_{※1} \times 4$$

実績報告書の実施率

$$= (\text{基礎項目実施済み数}) / (\text{基礎項目有効数}_{※2}) \times 100 + \text{加点項目実施済み数} \times 4$$

※1 予定ありも含む。

※2 非該当を除く。

6) 評価制度について～対策計画書～

改正前) AAA～Cの6段階の評価

改正後) AAA～Cの5段階の評価

- ・評価軸は基準年度比削減率と重点対策実施率の2軸。
- ・これまでは評価が優良な事業者（AAA、AA、A+）のみ公表していたが、改正後はすべての評価区分の事業者を公表対象とする。

<改正前>

評価	基準年度比削減率		重点対策実施率	表彰	公表	通知
	平準化補正前	平準化補正後				
AAA	6%以上	3%以上	95%以上	-	○	○
AA	3%以上	3%以上	90%以上	-	○	○
A+	3%以上	3%以上	80%以上	-	○	○
A	-	-	80%以上	-	-	○
B	-	-	60%以上 80%未満	-	-	○
C	-	-	60%未満 又は別表第4に掲げる重点対策1～4の対策が実施なし	-	-	○

<改正後>

評価	基準年度比削減率	重点対策実施率	表彰	公表	通知
AAA	削減目安以上	100%超	-	○	○
AA		90-100%	-	○	○
A		90%未満	-	○	○
B	削減目安未満	90%以上	-	○	○
C		90%未満	-	○	○

6) 評価制度について～実績報告書～

改正前) AAA～Cの6段階の評価

改正後) S～Cの6段階の評価に加え、脱炭素化ランクを導入

- ・評価軸は基準年度比削減率と前年度比削減率と重点対策実施率の3軸。
- ・S～Cの評価に加え、脱炭素化ランク（プラチナ、ゴールド、シルバー）を導入し、一定の削減率を達成した事業者にはランクを付与する。
- ・これまでは評価が優良な事業者（AAA、AA、A+）のみ公表していたが、改正後はすべての評価区分の事業者を公表対象とする。

評価	AA					
脱炭素化ランク	ゴールド					
部門別・区分別届出事業者数		事業者				
内訳	S	AAA	AA	A	B	C

評価イメージ

6) 評価制度について～実績報告書～

<改正前>

<改正後>

評価	基準年度比削減率		重点対策実施率	表彰	公表	通知	評価	基準年度比削減率	前年度比削減率	重点対策実施率	表彰	公表	通知
	平準化補正前	平準化補正後											
AAA	6%以上	3%以上	95%以上	-	○	○	S AAA AA A B C	削減目安以上	5%以上	100%超	○	○	○
AA	3%以上	3%以上	90%以上	-	○	○				90-100%	-	○	○
A+	3%以上	3%以上	80%以上	-	○	○				90%未満	-	○	○
A	-	-	80%以上	-	-	○			1.5%以上 5%未満	90%以上	-	○	○
B	-	-	60%以上 80%未満	-	-	○			1.5%未満	90%未満	-	○	○
C	-	-	60%未満 又は別表第4に掲げる重点対策1～4の対策が実施なし	-	-	○			1.5%未満	—	-	○	○
							B C	削減目安未満	1.5%以上	—	-	○	○
									1.5%未満	90%以上	-	○	○
									90%未満	-	○	○	

※設定した基準年度によって削減目安は異なる。

[New]脱炭素化ランク

脱炭素化ランク	基準年度比削減率	表彰	公表	通知
プラチナ	100%以上	○ ※初回のみ	○	○
ゴールド	50%以上	○ ※初回のみ	○	○
シルバー	25%以上	-	○	○

※設定した基準年度によらず評価の指標となる削減率は一律とする。

6) 評価制度について～実績報告書～



おおさか気候変動対策賞

府内で気候変動対策に関して優れた取組みを行った事業者を表彰し、府がその名称とその取組み内容を広く公表することによって、府内全体の事業者の意欲を高め、府域の対策の普及促進を図ることを目的とした顕彰制度

届出の評価・公表及び顕彰

届出の内容をもとに府が評価を実施しその結果を府HPに公表。特に成績が優良な事業者（S、ゴールド(初回)、プラチナ(初回)）を表彰

また、上記とは別に公募型の顕彰制度もあります。

おおさか気候変動対策賞（公募型部門）

府内に事業所を有する事業者またはその事業所のうち、特に優れた気候変動対策の取組みを行った事業者を表彰

受賞者は、府HPで公開の上、表彰式にて表彰状を授与します。

7) 任意届出制度について

改正前) 特定事業者のみ届出義務

改正後) 特定事業者以外の事業者も届出可能

- これまでは特定事業者以外の事業者が届出できる制度はなかったが、改正後は特定事業者以外の事業者も任意で届出する制度を新たに設置。
- 特定事業者以外の事業者は計画・報告する項目を特定事業者に求める項目から絞った簡易的な様式を使って届出することができる。
(特定事業者と同様の項目を計画・報告することも可能)

大阪府気候変動対策推進条例（抜粋）

（対策計画書の作成等）第9条の2

特定事業者以外の事業者は、規則で定めるところにより、気候変動対策指針に基づき、単独で又は共同して前項各号に掲げる事項を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出ることができる

7) 任意届出制度について



(1) 府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者



(2) 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン等）のうち、府内の加盟店を含む全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者



(3) 府内で自動車を30台以上（タクシー事業者の場合は75台以上）使用する事業者

府域に事業所をもつ、上記のいずれの要件にも**該当しない**事業者

○届出の範囲について

- ①府内に立地する事業所（工場、業務ビル、店舗、配送所、ビルに入居する事務所・店舗等）
- ②府内に立地する事業所で使用する自動車(軽自動車を含み、特殊自動車及び二輪自動車を除く)

1) 2023年度の届出について

○実績報告書（2023年8月末まで）

→**現行の様式**で2022年度実績を作成します。

○対策計画書（2023年9月末まで）

→**新たに改正された様式**で2023年度～2030年度の計画期間で作成します。

なお、現行計画書の計画期間が残っている場合も計画書の提出が必要になります。

※新たに改正された様式で実績報告書を提出するのは、2024年度（2023年度実績）から。

2) 今後のスケジュール

- ・2023年1月以降、気候変動対策指針、届出の手引き、様式を順次公表する予定。
- ・届出の書き方説明会は、別途5～6月ごろ開催する予定。



ご清聴ありがとうございました。
